# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太宰府市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

福岡県太宰府市長

### 公表日

令和4年12月28日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	太宰府市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて、太宰府市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込/滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー
2 特定個人情報ファイル	<b>2</b>

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民税基本台帳ファイル
- (2)住民税収滞納ファイル

#### 3. 個人番号の利用

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令

く選択肢>

(平成25年5月31日法律第27号)

・番号法第9条第1項 別表第一の16、101の項

•番号法第9条第2項

法令上の根拠

・番号法第19条第9号

で定める事務を定める命令(別表第一省令)

(平成26年内閣府・総務省令第5号)

・別表第一省令第16条

(情報照会の根拠)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] 1) 美施する 2) 実施しない 3) 未定
	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 別表第二における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税 関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、3 4、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、7 1、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、 115、116、117、120、121の項)

## 別表第二27、121の項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 税務課 市民生活部 納税課
②所属長の役職名	税務課長 、納税課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒818-0198

請求先

福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

太宰府市 総務部 文書情報課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-1601

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒818-0198

福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 連絡先

太宰府市 市民生活部 税務課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-2149

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	12年9月13日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	12年9月13日 時点				
3. 重大事	牧						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[   基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	《重点項目評価書 《全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目	評価書又は全項	頁目評価書において、リス·	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシスラ	「ムを通し	じた入手を除く	(。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供	を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[ ]接網	続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[	〕内部監査	[ ] 外部監	
9. 従業者に対する教育・日	発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	ている

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	6, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 6 1, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102,	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項)	事後	番号法改正による項番の追加・削除
令和1年6月28日	I5. ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 税務課、納税課 ②税務課長 吉開 恭一、納税課長 伊藤 剛	①市民生活部 税務課、納税課 ②税務課長、納税課長	事後	①組織改編による変更 ②新様式に対応
令和1年6月28日	I 8. 連絡先	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 市民福祉部 税務課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-1601	〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市 市民生活部 税務課 電話:092-921-2121 ファクス:092-921-2149	事後	組織改編による変更
令和1年6月28日	II 1. および2. いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月28日	IV		様式変更による追加		
令和2年10月20日	I3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第3項・番号法第19条第8号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第2項・番号法第19条第8号	事後	5年に一度の見直しによる
令和2年10月20日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	6, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 5 9, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 1	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	5年に一度の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	Ⅱ 1. および2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年9月13日時点	事後	5年に一度の見直しによる
令和4年2月22日	I3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第8号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第9号	事後	番号法改正による項番の整理
	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	37、38、39、40、42、48、53、54、57、5 8、59、61、62、63、64、65、66、67、70、 71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、11 3、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報提供の根拠) 別表第二における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (情報照会の根拠)別表第二27の項	事後	番号法改正による項番の整理及び表現の改めによる
令和4年12月28日	I3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、101の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照去の依拠)	(情報照会の根拠) 別表第二27、121の項	事前	公金受取口座情報の提供開始による